

埼玉工業大学公的研究費 内部監査マニュアル

文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、不正使用が発生するリスクを洗い出し、不正使用防止に向けて、重点的かつ機動的な監査を実施するための手順を定める。

1. 監査対象となる公的研究費

監査の対象となる公的研究費は、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした次の研究資金をいう。

- (1) 科学研究費助成事業、科学技術振興調整費、その他省庁から配分される競争的資金
- (2) 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業
- (3) 前各号に定める他、政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究資金
- (4) 民間からの外部資金研究費であり、受託研究費、指定研究費（奨学寄附金による）共同研究費、産学共同研究費、民間助成財団からの研究助成金
- (5) 学内資金の研究費である個人研究費、大学院研究費、学内プロジェクト研究費

2. 監査の実施時期

定期監査は年に1回、7月から10月までの間で実施する。その他、必要に応じて不定期に監査を行う。

- (1) 通常監査 7月上旬～9月上旬
- (2) 特別監査／部局等監査 9月中旬～10月上旬
- (3) リスクアプローチ監査 10月下旬
- (4) 臨時監査 必要に応じて、理事長の命により行う。

3. 監査対象及び方法

(1) 科研費通常監査

埼玉工業大学において、科学研究費助成事業の交付を受けている研究種目から、研究課題数の概ね10%以上を対象として、各種申請書、帳簿類の突合せ、質問等により実施する。

(2) 科研費特別監査

科研費通常監査の対象となったもののうち、概ね10%以上を対象として、実際の購入物品の納品状況及び使用状況、出張、研究補助者等の勤務実態など事実関係の厳密な確認などを含めた調査を実施する。

(3) 公的研究費監査

科学研究費助成事業を除く公的研究費を対象に前2号に準じて行う。

(4) 部局等監査

各種帳票類の突合せ、質問等に加え、公的研究費の運営・管理体制に関わる関係者にヒアリングを行い、不正使用防止を含めた運営・管理体制の有効性及び効率性を検証する。

(5) リスクアプローチ監査

不正使用が発生するリスク要因に着目した次のリスクアプローチ監査を実施する。

ア 研究者等の旅費の一定期間分抽出による出張（目的、内容、交通手段、宿泊場所等）に関するヒアリング

イ 非常勤雇用者を対象とした勤務実態（勤務内容、勤務時間等）に関するヒアリング

ウ 納品後の物品等（換金性の高い物品等）の現物確認

エ 研究計画に比して、予算執行が著しく遅れている研究者等へのヒアリング

オ 取引業者の帳簿との突合で、架空発注がないかの確認

4. 監査項目及び項目ごとの点検事項

監査項目及び項目ごとの点検事項は、別表に定める。

5. 公的研究費の運営・管理に関わる事務部局は、内部監査室からの要請に基づき、監査のためのデータ又は帳票類を提供するものとする。
6. リスクアプローチ監査は、事前にデータ又は帳票類を調査し、別記様式のチェックシートに基づき、ヒアリング及び実査により実施する。
7. 内部監査室は、特別監査及びリスクアプローチ監査を実施するときは、ヒアリング対象者を任意に抽出し、監査日程とともに、事務部局及びヒアリング対象者へ通知するものとする。
8. 内部監査室長は、監査終了後遅滞なく、監査報告書を理事長に提出するものとする。
9. 監事の役割
監事は不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認する。特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認する。これらの結果を役員会等において報告し、意見を述べる。
10. 監事及び監査法人との連携
内部監査室長は、監査結果等について、監事、監査法人及び内部監査室との情報交換会に報告し、意見を求めるなどして、有効かつ多角的な監査を実施する。
11. 監査結果の活用
監査報告の取りまとめ結果については、コンプライアンス教育の一環として、構成員へ報告し不正使用防止の周知を図る。また、他大学の不正使用防止対策の情報等を収集し、類似事例の再発防止を徹底するために活用する。
12. 本マニュアルの改廃については、学内理事会の議決を経て行う。
13. 令和6年6月28日より施行する。

公的研究費の監査項目及び項目ごとの点検事項

NO	監査項目及び項目ごとの点検事項
1	収支簿の確認 物品購入依頼書で、下記の支出内容をチェックし、必要に応じて、実査で研究者等にヒアリングし、不正使用がないか確認する。 ①特定業者との連続取引、取引件数の多い物品、②謝金の支払い、③旅費の支払い、④換金性の高い物品の購入、⑤設備備品の購入、⑥予算執行が計画的に行われているか、年度末近くに集中して執行されていないか、などを確認する。
2	証拠書類の確認 伝票が証拠書類（請求書、領収書、見積書、納品書等）に基づき、適正に作成されているか確認する。特に、機械処理されていない証拠書類あるいは日付が空欄の納品書等があった場合には、取引業者にヒアリングし、理由を確認する。
3	目的外使用の確認 執行内容が、研究課題・研究目的に合ったものか確認する。
4	物品発注・検収体制の確認（特殊な役務を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・職務権限にもとづき、管財課から物品調達されているか、物品調達の履歴で、手続きの適正性を確認する。また、検収が適正に行われているか（検収印など）、確認する。 ・データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成は、動作確認、デジタル機器上における成果物で確認する。 ・機器の保守、点検は、保守・点検時の立会状況とともに、作業報告書等で確認する。 ・換金性の高い物品（パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオ、録画機器、金券類）は、公的研究費で購入したことが明示（シール貼付）されているか、物品の所在が分かるよう記録し管理しているかを確認する。また、金券類については、出納簿により、出納の記録（贈呈先等）を確認する。
5	設備備品購入の確認 購入した設備備品が、適正に設置され稼働しているか、また、固定資産ラベルが貼付されているか、実査で確認する。
6	業務委託契約の確認 契約書は適切か、仕様書は、業務委託内容が明確で詳細な作りであるか。実施計画書（作業日程表）・作業指示書・成果物等が適正に保存されているか確認する。
7	出張報告書・旅行事実の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・出張前・出張後の手続きが適正に行われているか、用務内容が研究目的・研究課題と合っているかを確認する。 ・リスクアプローチ監査では、研究者等に旅行の事実及び訪問先相手方からの旅費支給（重複支給）の有無等を確認する。 ・関係部署（教育研究支援課・法人総務課）に、上記について、訪問先相手方へ書面又はメールでの問い合わせ状況等を確認する。
8	謝金作業実績の確認 原議書・出勤簿（勤務報告書）で作業が行われた実績を確認する。
9	非常勤雇用者の労務管理体制の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・研究補助等の業務のため、公的研究費で雇用された非常勤雇用者に対し、アルバイト労働条件通知またはアルバイト業務契約書、勤務実態及び謝金等の支払い手続きに関し確認する。 ・非常勤雇用者の勤務状況について、アルバイト労働条件通知またはアルバイト業務契約書と出勤簿（勤務報告書）を照らし合わせ、確認する。 ・リスクアプローチ監査では、非常勤雇用者、又は研究者等にヒアリング（勤務指示者、業務内容、勤務場所、出勤簿（勤務報告書））を行うほか、出勤簿（勤務報告書）が適正に管理されているか、実査で確認する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署（教育研究支援課・法人総務課）に、上記についてのヒアリング状況を確認する。
10	予算執行状況の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・研究計画に基づき、予算執行されているか、予算執行状況を定期的に確認する。 ・リスクアプローチ監査では、関係部署（教育研究支援課・管財課）に、執行率の悪い場合には、改善を求め、必要に応じて、研究費の繰越し、返還等の指導が行われているか確認する。
11	合算使用・繰越使用の確認 他の経費と合算使用した場合や、年度繰越した場合の使い方が適切か確認する。
12	受託研究費等の受入手続きの確認 受託研究費等の受入れ手続きが適正であるか確認する（対象は、省庁、省庁所轄の独立行政法人の受託研究費のうち、受入れ金額が 300 万円以上の研究課題とする。）。
13	購入設備等の寄付申込み及び受入れ手続きの確認 公的研究費で購入した設備等（備品、図書を含む）について、購入後、本学への寄付申込み等が適正に行われているか、研究者等及び関係部署（教育研究支援課・管財課・学術情報課）に確認する。
14	業者取引内容の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の時期に集中して取引されている物品、特定の業者との取引が多い案件、機械処理（日付が空欄又は手書き）されていない帳票等をデータ又は帳票類で調査する。 ・リスクアプローチ監査では、上記の中から抽出し、取引業者の帳簿と突合し、架空発注がないか確認する。
15	上記のほか、潜在的リスクを洗い出し、特別監査又はリスクアプローチ監査で、研究者等にヒアリングする案件について、精査する。